

令和4年度第2回学校施設開放運営委員会【議事要旨】

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和4年8月31日（水）午後6時30分から午後8時まで |
| 配付資料 | <p>配付資料</p> <p>資料1 学校施設開放事業における課題の解決方法（案）について</p> <p>資料1-2 寄せられた御意見</p> <p>参考資料1 第1回学校施設開放運営委員会議事要旨</p> <p>参考資料2 学校施設開放における施設使用上の注意事項について</p> <p>参考資料3 港区立学校施設等使用に伴う使用団体の事前届出及び使用に関する要綱</p> |

主な発言

| | |
|-------|---|
| 意見（1） | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育活動に支障のない範囲」を確保した上で、「学校の負担が減る」ことを大前提として、学校施設の使用を検討することが大事だと思います。 |
| 意見（2） | <ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル等による空き枠を使用して営利目的のビジネス（スクール運営、個人指導等）を行うような悪質な使用を可能とする仕組みだけは阻止できるシステムが必要です。 |
| 意見（3） | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放業務を外部委託している学校は、使用月の2か月前までに学校使用分の調整をしており、外部委託していない学校は、2か月前までに学校使用分を調整するのが難しいため、外部委託してないと伺いました。外部委託していない学校では、学校（副校長）の苦勞・負担は大きいかもしれませんが、学校と使用団体がお互いの顔や状況等を知っている、わかっているから、直前での急な変更・調整も可能となっているとも伺いました。システム化により、学校の負担が減っても、団体と学校がお互いの顔や状況等を知らない、立場を理解していない、という状況となることも懸念されます。 |
| 意見（4） | <ul style="list-style-type: none"> ・学校は地域に根付いたものであることが前提だと思いますので、可能であれば、団体ごとに使用できる学校を限定してもらいたいです。 |
| 意見（5） | <ul style="list-style-type: none"> ・体育館は、学校により大きさが異なるため、使用できればどこでもいいわけではないと思います。 |

| 主な発言 | |
|-------|--|
| 意見（６） | <ul style="list-style-type: none"> ・大きな方向性として「使用時間枠の細分化」をすることは良いと思います。 ・体育館を２分割できる学校については、２分割することで使用枠を増やすことは良いと思います。 ・２分割することで、新たに使用枠を作る・増やすことは大事なことです。この運営委員会での議論の中で、新たな使用枠を作りだすことが可能な学校・施設は、前向きに検討していきたいです。 |
| 意見（７） | <ul style="list-style-type: none"> ・資料１（４）bのとおり、体育館等を２分割し、使用枠を確保するのは良いと思いますが、複数の団体が使用すると、問題が生じた際（施設の損傷等）の責任の所在がわからなくなる可能性があるため、検討が必要だと思います。 |

| 主な発言 | |
|-------|---|
| 質問（１） | <p>現在、使用団体から、空き状況がわかりにくいなどの問合せは多いですか。</p> <p>【回答】 学校施設の空き状況がシステムでわかるのは、ごく一部の学校だけであり、新規に登録団体となっても、使用できる学校を探すために、全ての学校に電話をかけている状況です。 また、学校施設開放業務を外部委託していない学校については、その問合せを全て副校長先生が担い、電話対応している状況です。</p> |
| 質問（２） | <p>どのような規程に基づいて団体登録がされているのか知りたいです。</p> <p>【回答】 参考資料３「港区立学校施設等使用に伴う使用団体の事前届出及び使用に関する要綱」に記載されている届出団体の条件に基づいて登録しています。</p> |
| 質問（３） | <p>港区立学校施設等使用事前届出団体以外の団体は、空き枠を使用しているのですか。</p> <p>【回答】 学校施設を使用できる団体は、「①教育委員会に届出した港区立学校施設等使用事前届出団体」と「②それ以外の団体、一般団体」の２種類あります。 ①の届出団体は、参考資料３ 具体的条件の（エ）のとおり、基本的に区民を中心とする団体であり、事前届出団体として登録されれば、使用料が免除（無料）となります。②の一般団体は、区民を中心とする団体ではないため免除規程がなく、有料で使用いただいています。 現在、両団体の使用実態は、必ずしも①届出団体だけが優先して使用でき</p> |

| 主な発言 | |
|--------------|--|
| | <p>ている訳ではなく、これまでの学校や地域との関わり方によっては、②一般団体が優先して使用している実態もあります。</p> <p>区民を中心とした団体（①事前届出団体）ではない団体（②一般団体）が、優先して使用している実態については、状況・状態を精査し、是正する必要があるかもしれません。</p> |
| <p>質問（４）</p> | <p>営利目的かどうかの判断はとても難しいと思います。事前審査等はありませんか。</p> <p>【回答】</p> <p>現在の規程では、学校施設を使用する際は「営利を目的とした事業またはそれに類した行為を行わないこと」と定めています。事前届出団体登録の審査段階では、会則、会費、会員名簿等を提出いただき、教育委員会にて審査しています。ただし、登録当初は「会費無料又は低額」の団体でも、その後、会費を徴収したり、月謝を上げたり、している団体がある、と御意見が寄せられることもあります。</p> <p>また、活動を休止した団体が名義貸しを行っているという御意見や、そうした団体を排除できないのか、という御意見もあります。「営利」の定義化は難しいですが、課題であると認識しています。</p> |
| <p>質問（５）</p> | <p>区は今後、新規団体に対し、少しでも予約ができるよう調整したいと思っていますか。</p> <p>【回答】</p> <p>これまでの各学校で使用いただいていた経緯もあるため、既存団体への配慮は必要と認識しています。一方で、港区立学校施設等使用事前届出団体は、既存団体も新規団体も等しく、区民が中心となっている活動団体であることに変わりないので、「時間枠の見直し」や「施設の分割使用」等により、折り合いをつけて、可能な限り多くの地域住民の方が学校施設を使用できるように調整したいと考えています。</p> |